平成２３年（フ）第１７４号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目3036番地４
債務者　川野　健一
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
鹿児島県鹿屋市札元１丁目22番５－６号、前住所鹿児島県鹿屋市上野町4830番地　ガーデン上野101号
債務者　岩田浩一郎
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１９４号
青森県黒石市若葉町20番地　大瀬アパート１号
債務者　成田　龍一
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２１３号
青森県弘前市大字駅前２丁目８番地３　パレドゥＢ―11号
債務者　木村　光久
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１７０号
青森県八戸市吹上３丁目１番22号、前住所青森県八戸市長者２丁目１番37号
債務者　山崎　憲悟
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
青森県上北郡横浜町字上イタヤノ木93番地47　砂浜荘Ｂ－２
債務者　蛯澤　博子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０３号
青森市大字駒込字蛍沢59番地136　県営住宅22－３－６
債務者　石川　雄次
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
青森市大字細越字栄山42番地　木村方、住民票上の住所青森市大字羽白字沢田302番地２
債務者　高谷　志穂
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
神奈川県横須賀市太田和２丁目10番10号
債務者　内山　弥生
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３０２号
神奈川県三浦市三崎町諸磯701番地10
債務者　佐藤　大一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４３９号
熊本県上天草市大矢野町登立12501－２　直江荘６号、住民票上の住所沖縄県浦添市城間３丁目22番10―103号　メゾンいずみ
債務者　小林　正一
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４５１号
沖縄県浦添市宮城４丁目18番16―402号　タイセイマンション
債務者　髙嶺美奈子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４８４号
沖縄県浦添市宮城５丁目７番６―207号　翁長アパート
債務者　下地　恵吉
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４８８号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷610番地の３　ドリームハウスＡＫＩ―502
債務者　百村やよい
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４８８号
和歌山市府中1316番地の２
債務者　山﨑　正幹
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２９０号
北海道川上郡標茶町字ウライヤ34番地１
債務者　鈴木　寿士
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３０７号
釧路市愛国西２丁目２番19号　ＷＥＳＴ219―Ｂ号室
債務者　鈴木　　彩（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所